

「水遊都市K O S H I G A Y A」ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「水遊都市K O S H I G A Y A」に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用できる者）

第2条 何人も、ロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の品位を損ない、又は損なうおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 法令等（市の条例等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他市長がその使用について不適當であると認めるとき。

（使用の届出）

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、ロゴマーク使用届出書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に届け出なければならない。ただし、個人又は家庭内において使用する場合は、この限りでない。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用に係る使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲

げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するロゴマークのデザインは、水遊都市K O S H I G A Y A ロゴマーク使用ガイドラインに基づき使用すること。
- (2) 第 3 条の規定により届け出た目的以外に使用しないこと。
- (3) ロゴマークを使用した物件の写真等を市長に提出すること。

(届出内容の変更)

第 6 条 使用者は、第 3 条の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用変更届出書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 7 条 使用者は、当該使用によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第 8 条 ロゴマークを使用している者が、第 5 条に定める事項を遵守しなかったときその他この要領の規定に違反したときは、市長は、ロゴマーク使用差止請求書（第 3 号様式）により、その使用の差止めの請求その他の必要な指示等を行うことができる。

- 2 前項の規定により使用の差止めの請求をされた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 2 7 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

ロゴマーク使用届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあっては名称及び代表者の職・氏名）

電話

E-mail

（担当者名： ）

下記のとおり、ロゴマークを使用するので届け出ます。

記

使用対象物件	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使用開始日	年 月 日
添 付 書 類	※ロゴマークの使用内容が分かる資料 （企画書、サンプル、レイアウト、原稿、画像等）

第 2 号様式（第 6 条関係）

ロゴマーク使用変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所 （法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話

E-mail

（担当者名： ）

年 月 日付けで届け出たロゴマークの使用について、下記のとおり変更するので、届け出ます。

記

使 用 物 件		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類		

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

ロゴマーク使用差止請求書

年 月 日付けで届出のあったイラストの使用について、下記理由により使用の差止めを請求します。

記

理 由